

交通事故自動記録装置管理及び運用要領の制定について

発出年月日：平成15年4月1日

文書番号：沖例規交指3・交規1

公表範囲：概要

交差点において発生した交通事故捜査を適正かつ科学的に推進するため、県内の主要交差点に交通事故自動記録装置を設置するとともに、その管理及び運用について制定したものである。